

令和4年9月市議会定例会 選挙管理委員会事務局 議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件 …………… 1 頁
- 2 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件 …………… 2 頁
- 3 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件 …………… 3 頁

1 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[選挙管理委員会事務局]

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年政令第172号）により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額が上げられたことに伴い、富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約である場合における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る1日当たりの限度額の引上げ

ア 自動車の借入れ

現行 15,800円 → 改正後 16,100円

イ 燃料費

現行 7,560円 → 改正後 7,700円

(3) 施行期日

公布の日

2 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[選挙管理委員会事務局]

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年政令第172号）により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引上げられたことに伴い、富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る1枚当たりの作成単価の限度額の引上げ

ア 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合
現行
$$\frac{525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

↓

改正後
$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
現行
$$\frac{27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 573,030\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

↓

改正後
$$\frac{28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 586,905\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

(3) 施行期日

公布の日

3 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成 の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[選挙管理委員会事務局]

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年政令第172号）により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引上げられたことに伴い、富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

ビラの作成に要する経費の1枚当たりの作成単価の限度額の引上げ

現 行 7 円 5 1 銭 → 改正後 7 円 7 3 銭

(3) 施行期日

公布の日